

○ 吉見町特別小口融資利子補給要綱

平成 11 年 3 月 19 日

要綱第 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内小規模企業者の金融を円滑にし、企業運営の好転を図るため、特別小口融資の利子補給金について定めることを目的とする。

(利子補給の対象)

第 2 条 町長は、吉見町特別小口融資あっせん規則(平成 11 年吉見町規則第 9 号)の定めるところにより、融資を受け、かつ、契約期間内に元金利子及び保証料を償還した者(以下「完済者」という。)に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する。

2 定期積金により償還する者に対しては、前項の規定にかかわらず、契約期間の翌日までに償還した者を完済者とし、利子補給金を交付する。

(利子補給金の額)

第 3 条 前条の規定により、町長が完済者に対して交付する利子補給金の額は、当該融資額に対して支払った利子の 10 パーセント以内とする。

(利子補給金の交付申請)

第 4 条 完済者が利子補給金の交付を受けようとするときは、別記様式の特別小口融資利子補給金交付申請書に取扱金融機関の融資金完済証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(利子補給金の決定及び交付)

第 5 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、交付することが適当と認めたときは、これを決定し、利子補給金を交付する。

(利子補給金の決定の取消し)

第 6 条 町長は、利子補給金の決定した者が、第 4 条に違反したときは、これを取り消すことができる。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日要綱第 28 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日要綱第 18 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

特別小口融資利子補給金交付申請書

平成 年 月 日

吉見町長 様

住所
氏名
業種

印

吉見町特別小口融資利子補給要綱第2条の規定により、利子補給金の交付を受けた
いので、取扱金融機関の証明書を添えて申請します。

融資金完済証明書

利子補給 金 額	円
-------------	---

融資を受けていた者の住所氏名及び業種	住 所	
	氏 名	
	業 種	
融 資 金 額	金 円(資金)	
承 認 番 号	第 号	
契 約 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	
融資年月日	年 月 日	
完済年月日	年 月 日	
当人の支払った利子の金 額	円	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

取扱金融機関
支店長 氏名 印